

令和2年7月31日

令和2年度薬学実務実習生受入薬局 御中

一般社団法人兵庫県薬剤師会
薬学教育部
担当副会長 三宅 圭一
担当部長 住谷 庸子

第2期以降の実務実習における短期間の実習中断の対応について(お願い)

平素より当会会務運営へのご理解、長期実務実習へのご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この7月より第2期実務実習が開始となりましたが、近畿圏でも新型コロナウイルスに感染した患者の発生が再び増加傾向を見せる中、医療従事者の感染確認等の事情から、一部の実務実習生受入施設においては一時的な実務実習の中断なども起きているとのことです。

このような状況を受け、病院・薬局実務実習近畿地区調整機構より第2期以降の実務実習における短期間(概ね1か月程度)の実習中断が生じた場合の対応方針について、別添のとおり発出されましたので急ぎご報告申し上げます。

業務ご多忙の折、なにかとご不便、ご心配をおかけしており誠に恐縮ではございますが、引き続き感染症防止対策にご留意いただきますとともに、実務実習生の所属大学とも緊密に連携をとっていただき、円滑な実習継続にご協力を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

なお、当文書は現時点での受入(予定)の有無にかかわらず現況を共有できるよう、令和2年度薬学実務実習生受入に手挙げいただいている全ての薬局へお送りしておりますことを申し添えます。

記

別添 病院・薬局実務実習近畿地区調整機構 発出

「第2期以降の実務実習における短期間の実習中断の対応について(お願い)」

令和2年7月28日

各府県薬剤師会会長 様
各府県病院薬剤師会会長 様
2020年度実務実習受入施設 様
一般社団法人 薬学教育協議会
病院・薬局実務実習近畿地区調整機構委員 様

一般社団法人 薬学教育協議会
病院・薬局実務実習近畿地区調整機構
委員長 濱口常男

第2期以降の実務実習における短期間の実習中断の対応について（お願い）

近畿地区では日々、多数の新型コロナウイルス感染症者が確認されている状況であり、一部の実務実習受入施設においては、医療従事者の感染が確認されて診療制限などの対応がなされ、併せて薬学生の実務実習の一時的な中断などが起こっております。今後、新型コロナウイルス感染症の状況が悪化した場合、個々の実務実習受入施設における一時的な実習中断の事案が増加するおそれがあります。さらに、国による緊急事態宣言の再発令、又は府県の首長による地域ごとの外出の制限や自粛の要請の発令により地域ごとの一時的な実務実習の中断のお願いを本近畿地区調整機構から発出する可能性もあります。

そこで、本近畿地区調整機構として新型コロナウイルス感染症に係る第2期以降の実務実習における短期間（概ね1か月程度）の実習中断の対応の方針を纏めさせていただきました。

つきましては、大学様、実務実習受入施設様、各府県薬剤師会様および各府県病院薬剤師会様におかれましては、ご理解とご協力の程、何卒宜しくお願い申し上げます。

なお、各府県薬剤師会様および各府県病院薬剤師会様におかれましては、各々の薬剤師会様および病院薬剤師会様にご所属されています実務実習受入施設様へご周知下さいますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

記

1. 病院実習（第2期～第4期）における短期間の実習中断の対応について

◎ 第2期～第4期の病院実習において、医療現場での実習（以下、対面実習という。）が中断された場合、自宅での「遠隔学習」を実施する。

- ・遠隔学習については、大学と実習受入施設が協議し、対面実習を中断した実習生に対して、実習受入施設の指導薬剤師による経験から得られた症例等の課題を出すなど実習の補完としての遠隔学習（自宅学習）を実施する。課題とその成果物は、実務実習管理・指導システム（以下、WEBシステムという。）へ提出する、あるいはメール送信等により指導薬剤師と共有することが望ましい。また、指導薬剤師による実習生への指導、およびWEBシステム、メール、音声通信やビデオ通信などで連絡を取ること、実務実習は継続中とみなす。

- ・病院実習の中断の解除後、対面実習を再開する。
- ・これらの判断は、実習受入施設と大学との十分な協議に基づき行う。

2. 薬局実習における短期間の実習中断の対応について

- ◎ 薬局実習において、実習の中断が起こった場合は可能な限り補充を行い、11週間の対面実習を目標とする。しかしながら、補充期間を確保できない場合には、自宅での「遠隔学習」を実施する。
- ・遠隔学習については、大学と実習受入施設が協議し、対面実習を中断した実習生に対して、実習受入施設の指導薬剤師による経験から得られた症例等の課題を出すなど実習の補完としての遠隔学習（自宅学習）を実施する。課題とその成果物は、WEBシステムへ提出する、あるいはメール送信等により指導薬剤師と共有することが望ましい。また、指導薬剤師による実習生への指導、およびWEBシステム、メール、音声通信やビデオ通信などで連絡を取ることで、実務実習は継続中とみなす。
- ・薬局実習の中断の解除後、対面実習を再開する。
- ・これらの判断は、実習受入施設と大学との十分な協議に基づき行う。

(1) 第2期薬局実習（7月1日～9月15日）

- ・薬局実習の中断が起こった場合には、以下の補講期間を利用して補充することが望まれる。
補講期間：第2期と第3期の間および第3期終了後の期間（12/16～2/15）
- ・薬局実習の中断が1か月以上にわたると見込まれる場合は、本近畿地区調整機構で追加の対応が協議される。

(2) 第3期薬局実習（9月30日～12月15日）

- ・薬局実習の中断が起こった場合、長期の補講期間を確保することが困難であることから、自宅での「遠隔学習」を開始する。
- ・実習の進捗状況に応じて、可能であれば補講を設ける。
補講期間：第3期と第4期の間（12/16～12/28）および第4期終了後の期間（3/22～3/31又は3/29～3/31）

3. 第2期以降の実務実習における長期間の実習中断の対応について

- ◎ 実務実習において、長期間の実習中断が起こった場合の対応は本近畿地区調整機構運営委員会を中心に協議して決定する。

以上